入　札　説　明　書

「北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託」の入札については、入札公告文及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

この入札説明書は、この一般競争入札に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　一般競争入札に付する事項

（１）業務件名　　北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託
（２）仕様等　　入札条件、入札説明書及び特記仕様書による
（３）履行期間　　契約日の翌日から令和９年３月 31 日まで
（４）履行場所　　八幡平市松尾寄木地内ほか

２　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-0102
岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1
岩手県企業局施設総合管理所総務課
電話 019-661-4290（直通）　FAX 019-661-4299

３　入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しないものであること。
（２）入札の日において、令和７・８・９年度岩手県庁舎等管理業務競争入札参加者名簿の清掃（道路・公園等）に登録されている者で、盛岡広域振興局管内の八幡平市に本社を有していること。
（３）岩手県県税条例（令和３年岩手県条例第 58 号）第４条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
（５）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
（６）入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
（７）岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から１月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約等に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

４　入札参加者に求められる事項

（１）入札参加者は資格審査に必要な書類として、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）（以下「申請書」という。）に次の関係書類を添付のうえ、令和８年 11 月５日（木）午後５時までに２の場所に１部提出しなければならない。なお、関係書類の様式は任意とする。

ア　資本関係・人的関係に関する届出書（様式第２号）
イ　誓約書（様式第４号）

・国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
・従業員の労働福祉の状況等

ウ　事業所の所在地、電話、ＦＡＸ、設備・施設の概要（パンフレット類可）、組織体制がわかる資料

（２）申請書及び関係資料を提出した者は、入札日の前日までの日において、岩手県企業局施設総合管理所長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）申請書及び関係資料は岩手県企業局施設総合管理所において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和８年 11 月９日（月）までにＦＡＸにより通知する。

５　質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ＦＡＸによる提出可）により令和８年11月５日（木）午後５時までに、２に示す照会先に提出すること。

また、回答は、入札参加者に対し令和８年11月10日（火）午後５時までにＦＡＸにより送信する。

６　入札の方法等

（１）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札書は、直接７の日時、場所に持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（３）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え又は撤回することができない。

（４）代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

７　入札及び開札の日時及び場所

令和８年 11 月 12 日（木）午前 10 時 00 分

岩手県企業局施設総合管理所　１階大会議室（岩手県盛岡市上田字松屋敷 95-1）

８　入札書に関する事項

入札書は、岩手県が示す別添様式例により次のことを表示し、押印すること。

（１）入札年月日

（２）入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（３）あて名は、「岩手県企業局施設総合管理所長」とすること。

（４）入札金額

（５）件名

（６）提出入札書の様式は別添に定める様式とする。

９　入札保証金

免除

10　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（１）競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

（２）入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

（３）指定の日時までに所定の場所に到達しなかった入札書
（４）記名押印のない入札書
（５）入札金額を訂正した入札書
（６）誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
（７）入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
（８）同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札書
（９）委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
（10）その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

11　落札者の決定方法
（１）本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、企業局契約規程（平成６年企業局管理規程第 14 号）第 10 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。詳細は、本件調達に係る入札条件による。
（２）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
（３）（２）の同価の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12　開札に立ち会う者に関する事項
開札は入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人がいない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

13　再度入札に関する事項
初度の入札において落札者がいない場合は、２回を限度とし、直ちに再度入札を行うものとする。

14　契約に関する事項
（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（２）落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
ただし、次の場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
ア　落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合
イ　落札者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結した場合
（３）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
（４）契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15　その他
入札参加者又は契約の相手方が本件一般競争入札に関して要した費用については、入札参加者又は契約の相手方が負担するものであること。

様式第１号

令和　年　月　日

岩手県企業局施設総合管理所長　　様

申請者　　住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名　　印

一般競争入札参加資格審査申請書

令和８年 10 月 27 日付けで公告のありました「北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託」について条件付一般競争入札の入札参加資格要件を満たしているので、入札条件等を承諾の上、入札説明書４（１）により下記書類を添付して申請します。

なお、この申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

添付書類

１　資本関係・人的関係に関する届出書

２　誓約書

３　事業所の所在地、電話、ＦＡＸ、設備・施設の概要（パンフレット類可）、組織体制がわかる資料

本手続きに係る担当者	
所　　属	
担当者名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	

様式第２号

資本関係・人的関係に関する届出書

令和　年　月　日

岩手県企業局施設総合管理所長　様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名　　印

このことについて、下記のとおり届出をします。

記

１　資本関係に関する事項

(1)　親会社等（会社法第２条第４号に規定するもの）

親会社等の有無　　有　・　無　（どちらかに○）

商　号　又　は　名　称	
住所又は主たる事務所所在地	
電　　話　　番　　号	

(2)　子会社等（会社法第２条第３号の規定によるもの）のうち、北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務に係る競争入札に参加する子会社

子会社等の有無　　有　・　無　（どちらかに○）

商　号　又　は　名　称	
住所又は主たる事務所所在地	
電　　話　　番　　号	

２　人的関係に関する事項

北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務に係る競争入札に参加する他の会社における役員兼任

役員兼任の有無　　有　・　無　（どちらかに○）

役　　職　　・　　氏　　名		
兼　任　先	商　号　又　は　名　称	
	役　　職	

３　中小企業等協同組合に関する事項

中小企業等協同組合又はその組合員（会員）

該当の有無　　組合　・　組合員（会員）　・　該当なし（いずれかに○）

商　号　又　は　名　称	
住所又は主たる事務所所在地	
電　　話　　番　　号	

※　中小企業等協同組合法に規定する協同組合が届出を行う場合は、本書に全役員及び全組合員（会員を含む）の名簿を添付すること。

様式第４号

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局施設総合管理所長　様

住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名、印

岩手県企業局が発注する「北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託」の入札に参加するに当たり、下記のとおり当社の状況を報告します。

なお、本書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等

(1)　過去５年間における契約解除の有無　　【 有り ・ 無し 】

〔有りの場合そのてん末及び本件においては誠実に業務を履行する旨の誓約〕

※注：有りの場合、契約解除通知を添付すること。

(2)　過去５年間における指名停止処分の有無　【 有り ・ 無し 】

〔有りの場合そのてん末及び本件においては誠実に業務を履行する旨の誓約〕

※注：有りの場合、指名停止通知を添付すること。

２　従業員の労働福祉の状況等

(1)　雇用時の最低賃金額（　　年　月　日現在）

＿＿＿＿＿＿＿円　　【 月額 ・ 日額 ・ 時間額 】

(2)　過去５年間における賃金未払いの有無　　【 有り ・ 無し 】

〔有りの場合そのてん末及び本件においては同様の事態を生じさせない旨の誓約〕

(3)　社会保険制度への加入状況等

ア　加入状況　【 労働者災害補償保険 ・ 雇用保険 ・ 健康保険 ・ 厚生年金保険 】

イ　未納の有無　【 有り ・ 無し 】

※注：【 】内は、該当するものに「○」印を付すこと

（入札書書式例）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局施設総合管理所長　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

（代理人氏名）　　（印）

下記のとおり入札します。

件　　名　　北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託

委託場所　　八幡平市松尾寄木地内ほか

入札金額（税抜き／1 時間当）

①除雪ドーザ運転〔借上・昼間〕　　，　　円

②除雪ドーザ運転〔借上・夜間〕　　，　　円

③除雪ドーザ運転〔借上・時間外除雪〕　　，　　円

④ロータリー除雪車運転〔貸与・昼間〕　　，　　円

⑤ロータリー除雪車運転〔貸与・夜間〕　　，　　円

⑥ロータリー除雪車運転〔貸与・時間外除雪〕　　，　　円

（委任状様式例）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局施設総合管理所長　様

委任者　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　印

私は、下記の者を代理人として、入札に関する次の権限を委任します。

入札件名　　北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託

記

１　受任者　　住　所

氏　名

受任者
使用印

２　委任事項
（１）　入札に関すること
（２）　上記に附帯する一切の権限

３　委任期間
令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

管 理 業 務 等 委 託 契 約 書（案）

１　委託業務の名称　北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託

２　業務場所　　八幡平市松尾寄木地内ほか

３　履行期間　　令和　年　月　日から　令和９年３月31日まで

４　業務委託料

契　約　項　目	１時間当たりの単価
除雪ドーザ運転〔借上・昼間〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
除雪ドーザ運転〔借上・夜間〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
除雪ドーザ運転〔借上・時間外〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
ﾛｰﾀﾘｰ除雪車運転〔貸与・昼間〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
ﾛｰﾀﾘｰ除雪車運転〔貸与・夜間〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）
ﾛｰﾀﾘｰ除雪車運転〔貸与・時間外〕	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　円）

５　契 約 保 証 金　　円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者（甲）　岩手県
契約担当者
企業局施設総合管理所長　　印

受注者（乙）住　所
氏　名　　印

（総則）

第１条　乙は、この契約に定めるもののほか、別添設計書及び別紙特記仕様書に従いこれを誠実に実施するものとする。

２　委託業務は、甲からの貸与及び乙の所有する除雪用機械（以下「除雪機械」という。）を使用して実施するものとする。

（立会及び指示）

第２条　甲は、乙に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち会わせ、又は必要な事項を指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、甲の指示を受けるものとする。

３　乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

（監督員）

第３条　甲は、監督員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　契約の履行についての乙又は乙の主任技術者に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく業務の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の施工状況の検査又は施工材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　甲は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行われなければならない。

５　第１項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

６　甲が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

（主任技術者）

第４条　乙は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後７日以内に**主任技術者通知書（様式第１号）**により甲に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

（委託業務の完了報告及び完了確認）

第５条　乙は、月毎に委託業務が完了したときは、速やかに**除雪業務完了報告書（特記仕様書の様式－５）**に**除雪業務実績調書（特記仕様書の様式－６）**を添えて甲に提出して、その完了確認を受けなければならない。

２　甲は、前項の規定による除雪業務完了報告書を受理した場合は、当該報告書を審査し必要に応じ実地調査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

３　乙は、前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

（委託料の支払）

第６条　委託料は、１ヶ月毎に支払うものとし、委託業務の完了確認を受けたのち、**請求書（様式第２号）**により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、受理の日から 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

（委託料の算定）

第７条　前条第１項に規定する委託料は、委託金額（除雪機械の１時間当たりの単価）に、除雪作業に要した除雪機械の稼働時間（第５条第２項の規定による措置を除く。）を乗じて得た額とする。

２　１ヶ月の合計稼働時間に１時間未満の端数が生じたときは、その端数が 30 分以上のときは 30 分とし、30 分未満のときは、切り捨てるものとする。

（委託業務内容の変更、中止等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは、一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は、委託料を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

（違約金）

第９条　乙は、自己の責に帰すべき理由により委託業務を履行しなかった場合は、違約金として履行しなかった業務に係る委託料に相当する額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した金額を甲に支払わなければならない。

（甲の催告による解除権）

第 10 条　甲は乙が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第 11 条２項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

⑵　その他この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第 11 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　不正の手段により委託料の支払いをうけたとき。

⑵　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

（契約が解除された場合の契約保証金）

第 12 条　第 10 条又は第 11 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

２　前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。

【注】企業局契約規程により契約保証金を免除した場合は、第 12 の１を次のように改める。

第 10 条又は第 11 条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として４に規定する契約単価に推定数量を乗じて得た額の 100 分の５に相当する額を発注者に納付するものとする。

（乙の催告による解除権）

第 13 条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 14 条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第８条の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の３分の１以下となるとき。

(2) 第８条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の 10 分の５の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（契約解除の場合における契約金額の返還）

第 15 条　乙は、第 10 条又は第 11 条の規定によりこの契約が解除された場合において、すでに契約金額の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、契約金額を返還するものとする。

２　乙は、前項の規定によりしなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ 3.0 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害の負担等）

第 16 条　乙は、自己の責に記すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（再委託の禁止）

第 17 条　乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（権利義務の譲渡等）

第 18 条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持等）

第 19 条　乙（乙の代理人、使用人、その他の従業者を含む。）は、委託業務の実施にあたって知り

得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

（調査等）

第 20 条　甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは乙に報告を求めることができる。

（補則）

第 21 条　この契約について、疑義を生じたとき、若しくは、この契約により難い事情が生じたとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局
施設総合管理所長　　様

住　所
受託者
氏　名　　㊞

主任技術者通知書

令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した次の業務について、主任技術者を定めたので、契約書第４条により通知します。

委託業務の名称	北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託
業　務　場　所	八幡平市松尾寄木地内ほか
業 務 委 託 料	金　　円
契 約 年 月 日	令和　　年　　月　　日
履　行　期　間	令和　　年　　月　　日　　着　工 令和　　年　　月　　日　　完　了
主 任 技 術 者	

（注）　経歴書等を添付のこと。

様式第２号

令和　　年　　月　　日

岩手県企業局
施設総合管理所長　　様

住　所
受注者
氏　名　　印
登録番号

請　　求　　書

令和　　年　　月　　日付けで委託契約を締結した次の業務について、契約書第６条第１項により、別紙実績調書を添えて業務委託料を請求します。

請　求　金　額	金額（税抜）	消費税（10%対象）	金額（税込）
	円	円	円
委託業務の名称	北ノ又発電所ほか管理用道路等除雪業務委託		
稼　働　期　間	令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日　まで		

振込先　銀行名

銀行　　店　　預金　口座番号